

家庭ごみの分別と正しい出し方

令和6年4月～

保存版

八日市地区

店舗・事業所から出るごみは収集しません



出し方

- ☆ごみは指定ごみ袋に入れて、「氏名」を書いて出してください。指定袋以外のごみは収集しません。
- ☆ごみ収集日当日の朝（午前7時30分まで）に決められた集積所に出してください。
- ☆一度にたくさんのごみが出る場合は、清掃センターへ直接搬入してください。

燃えるごみ

燃えるごみの袋に入れて出してください。

★生ごみ

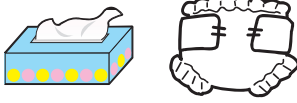


★発泡スチロール
プラスチック容器
ビニール製品

★ゴム・皮革製品



★リサイクルできない紙類



★草・木類



注意事項

- できるだけ水を切って出してください。

生ごみ処理容器を購入される人には補助金制度があります。 ※事前にご相談ください。

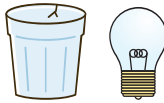
燃えないごみ

燃えないごみの袋に入れて出してください。

★金属類



★ガラス類



★陶磁器



注意事項

- 割れたガラスや陶磁器、刃物などは、古紙や古布に包んで袋に「ケケン」と書いてから入れてください。

かん

★飲料用のアルミ缶、スチール缶

かんの日に燃えないごみの袋に入れて出してください。



資源びん

★食品びん



★飲料水びん



★調味料びん



★薬品びん



注意事項

- 必ずキャップを外してきれいに洗ってください。びん以外のガラスは燃えないごみに出して下さい。

ペットボトル

各ごみ集積所の緑色の回収ネットに出してください。

★ペットボトル



きれいに水洗いして出してください。



★キャップとラベルは燃えるごみへ



注意事項

- PET 1 マークのついたボトルが回収の対象になります。ラベルやキャップがはずせていないものは回収できません。



スプレー缶

スプレー缶は使い切って、穴をあけてから燃えないごみとして出してください。

ライターは使い切ってから出してください。（プラスチック製のものは燃えるごみ、金属製のものは燃えないごみ）
使い切れないもの、穴をあけられないものは、資源再生推進課または各支所の窓口を持ち込んでください。（一部製品を除く）

★スプレー缶 ★ライター



清掃センターへ直接ごみを持ち込む場合

一度に多量のごみを処分する場合や粗大ごみ・ガレキを処分される場合は、各清掃センターへ直接ごみを搬入してください（有料）。

共通事項

- 持ち込む場合は、「搬入許可書」が必要です。
- 搬入前に資源再生推進課または各支所で申請してください。
- 手数料は重量に応じて各清掃センターで納めてください。

定期収集や清掃センターへの持ち込みができないもの

- ①有毒性物質を含むもの
- ②著しく悪臭を発するもの
- ③爆発物など危険性のあるもの
- ④著しく大きいもの
- ⑤その他焼却および破碎に支障をきたすおそれのあるもの

産業廃棄物に該当するもの、業務用機器は搬入できません。

具体的には次のようなものです。

- 自動車、バイク、車のタイヤ、バッテリー、廃油
- 劇薬、プロパンガス、ガソリン、シンナーなど
- おびこれらが入っている（いた）容器
- 耕運機、田植機、もみ乾燥機、テラー、コンバイン、トラクターなどの農機具
- 農薬、建築廃材、ボイラー、モーター類、消火器、業務用電化製品
- 焼却灰
- 動物の死体
- 医療系廃棄物
- 産業廃棄物



古紙 白色トレイ 紙パック 古着

各自治会指定の場所に、収集日当日の朝（午前7時30分まで）に出してください。

【古紙】

★「新聞・チラシ」、「雑誌、雑がみ」、「段ボール」



【古着】

★シャツ、ズボンなど

●燃えるごみの袋に入れてください。



【白色トレイ】

- 表裏ともに白色のトレイに限ります。色・柄付きトレイは除きます。
- 異物を取り除き、よく洗って乾かしてください。



【紙パック】

- 牛乳、ジュースなどの飲料用（アルミコーティングされていないもの）に限ります。中を水洗いし、開いてください。



廃食油

回収容器の設置されている以下のガソリンスタンド、市役所森と水政課、各コミュニティセンターで回収しています。

（株）尾賀亀八日市インター給油所、八日市瓦斯（株）八日市グリーンロード給油店、（有）トータルショップ・SOS八日市給油所

※食用の植物性油に限ります。

乾電池

市役所新館1階総合案内、各コミュニティセンターに設置している回収箱に入れてください。



蛍光灯

市役所新館1階総合案内に設置している回収箱に入れてください。（開庁日の午前9時から午後5時まで）。
家庭で使われていた蛍光灯（直管・丸管）が対象です。

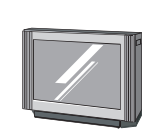
粗大ごみの有料収集

粗大ごみの有料収集を実施しています。利用される場合は、資源再生推進課まで電話で申し込んでください。

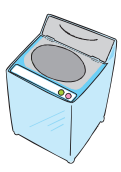
家電リサイクル品

エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分するには「リサイクル料金」を支払う必要があります。リサイクル料金は、郵便局で「家電リサイクル券」を購入して支払います。購入した家電リサイクル券は、処分する家電製品と一緒に、引取り先に渡してください。

★テレビ



★洗濯機
衣類乾燥機



★冷蔵庫
冷凍庫



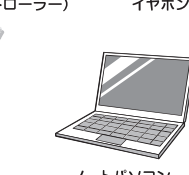
★エアコン



使用済み小型家電

市役所本庁および各支所に設置している小型家電回収BOXに入れてください。

★小型家電回収BOX



【問合せ先】 東近江市 環境部 資源再生推進課 ☎0748-24-5636 (IP)050-5801-5636

ここに書かれていないごみの内容については、「ごみ出しルールブック」か右の二次元コードから「ごみサク」で確認してください。

